

12/29  
朝日

# 私学下宿生に91万円

## 給付型奨学金 経営難大学は対象外

政府は28日に開いた関係閣僚会合で、消費税の増税分を使って行う、高等教育の負担軽減策の制度の詳細を決めた。低所得層の子どもを対象に行う高等教育の支援では、最大で年間約91万円の給付型奨学金を支給する一方、深刻な経営難にある大学による受け入れは

認めないなどの条件をつける。▼3面＝幼保無償化めぐり批判  
2020年度から始める高等教育の負担軽減策は、授業料減免と生活費などをまかなう給付型奨学金の支給が柱。住民税非課税世帯（年収270万円未満）の学生が私立の大学や専門学校

などに通う場合、下宿生なら年約91万円、自宅生なら約46万円、国公立は下宿生なら約80万円、自宅生なら約35万円を受け取れる。年収270万円以上300万円未満の世帯は非課税世帯の3分の2、300万円以上380万円未満は3分の1の支援を受けられる。

■授業料・入学金の減免額(円)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万	約54万	約26万	約70万
短大	約17万	約39万	約25万	約62万
高等専門学校	約8万	約23万	約13万	約70万
専門学校	約7万	約17万	約16万	約59万

一方、学生を受け入れる大学などには①実務経験のある教員が卒業に必要な単位数の1割以上の授業を担当②理事に外部人材を複数

■給付型奨学金の支給額 (住民税非課税世帯)

	国公立	私立
	(大学・短大・専門学校)	
自宅生	約35万円	約46万円
下宿生	約80万円	約91万円
高等専門学校	はそれぞれの分類の5～7割の額を支給	

任命③適正な成績管理④財務・経営情報の開示——の4条件を課す。また、授業料減免などが経営難の私立大・短大を救済することにならないように、①学校法人の外部負債が運用資産より多い②法人の経常収支差額が直近3年

で連続して赤字③直近の3年連続で学生数が定員の8割を割っている——という3条件すべてに該当する場合は対象外にする。

文部科学省によると、今年度は662の学校法人が603大学、314短大を運営。関係者によると、現状では短大を中心に、10校程度が対象外になる可能性があるという。日本私立大学協会の小出秀文事務局長は「低所得層の子どもの進学機会をかえって奪うおそれがあり、理解できない」と述べた。(増谷文生)